

平成30年度答申第21号  
平成30年6月28日

諮問番号 平成30年度諮問第9号（平成30年5月16日諮問）  
審査庁 厚生労働大臣  
事件名 原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律に基づく医療特別手当の失権  
処分に関する件

## 答 申 書

審査請求人Xからの審査請求に関する上記審査庁の諮問に対し、次のとおり答申する。

## 結 論

本件審査請求は棄却すべきであるとの諮問に係る判断は妥当である。

## 理 由

### 第1 事案の概要

#### 1 関係法令の定め

原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律（平成6年法律第117号。以下「被爆者援護法」という。）及び原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律施行規則（平成7年厚生省令第33号。以下「施行規則」という。）は、現に医療を要する状態にある被爆者に対する医療の給付について、次のように定めている。

- (1) 厚生労働大臣は、原子爆弾の傷害作用に起因して負傷し、又は疾病にかかり、現に医療を要する状態（ただし、当該負傷又は疾病が原子爆弾の放射能に起因するものでないときは、その者の治癒能力が原子爆弾の放射能の影響を受けているため現に医療を要する状態にある場合に限る。）にある被爆者に対し、必要な医療の給付を行う。

（被爆者援護法10条1項）

- (2) (1)記載の医療の給付を受けようとする者は、あらかじめ、当該負傷又は疾

病が原子爆弾の傷害作用に起因する旨の厚生労働大臣の認定を受けなければならない。

(被爆者援護法 11 条 1 項)

- (3) 都道府県知事は、(2)記載の厚生労働大臣の認定を受け、かつ、当該認定に係る負傷又は疾病の状態にあるとの要件に該当することについて都道府県知事の認定を受けた者に対し、医療特別手当を支給する。

(被爆者援護法 24 条 1 項、2 項)

都道府県知事は、同条 2 項の認定の申請があった場合において、同条 1 項に規定する要件に該当する旨の認定をしたときは、当該認定を受けた者（以下「医療特別手当受給権者」という。）に、文書でその旨を通知するとともに、医療特別手当証書を交付しなければならない。

(施行規則 30 条)

上記の医療特別手当の支給は、上記の都道府県知事の認定を受けた者が被爆者援護法 24 条 2 項の認定の申請をした日の属する月の翌月から始め、同条 1 項に規定する要件に該当しなくなった日の属する月で終わる。

(被爆者援護法 24 条 4 項)

- (4) 医療特別手当受給権者は、(3)記載の申請をした日から起算して 3 年を経過するごとに、当該経過する日の属する年の 5 月 1 日から同月 31 日までの間に、医療特別手当健康状況届に施行規則 29 条 1 項に規定する診断書を添えて、居住地の都道府県知事に提出しなければならない。

(施行規則 32 条 1 項)

- (5) 都道府県知事は、(4)記載の届書を受理した場合において、届出をした者が被爆者援護法 24 条 1 項に規定する要件に該当すると認めるときは、当該届書に添えて提出された医療特別手当証書に所要事項を記載し、又は新たに医療特別手当証書を作成し、これを医療特別手当受給権者に返付し、又は交付しなければならない。

(施行規則 33 条 1 項)

他方、上記の要件に該当しないと認めるときは、医療特別手当受給権者に、文書でその旨を通知しなければならない。

(施行規則 33 条 2 項)

## 2 事案の経緯等

各項末尾掲記の資料によれば、本件の事案の経緯等は以下のとおりである。

- (1) 審査請求人は、平成 20 年 6 月、大腸癌について、被爆者援護法 11 条 1

項の規定に基づく厚生労働大臣による原子爆弾の傷害作用に起因する旨の認定を受け、及び同法24条2項の規定に基づく都道府県知事による医療特別手当の要件に該当する旨の認定を受けた。

(弁明書)

- (2) 審査請求人は、平成28年5月18日、施行規則32条1項の規定に基づき、A知事（以下「処分庁」という。）に対し、B病院医師P（以下「P医師」という。）作成の同年4月26日付け診断書（医療特別手当用）を添えて医療特別手当健康状況届（同年5月6日付け）を提出し（以下「本件届出」という。）、あわせて、同条3項に基づいて認定疾病医療機関以外の診断書を提出する旨の申立書を提出した。

(診断書（医療特別手当用）、医療特別手当健康状況届、申立書)

- (3) 処分庁は、大腸癌の発症時期や過去の治療（手術時期等）、過去5年以内の手術等の根治的な治療の有無について確認するために、平成28年7月19日付けの照会書をもって、P医師に対し、大腸癌の発症時期や過去の治療（手術時期等）、特に過去5年以内の手術等の根治的な治療の有無について、上記同年4月26日付け診断書に追記することを求めたところ、同年8月18日付けで、審査請求人から、上記の点についてP医師の追記がある診断書（以下「本件診断書」という。）のほか、審査請求人についての入院時所見・経過・治癒総括などを記載したC病院医師Q作成の退院時要約と題する書面及び審査請求人の子であるR作成の「関係者各位殿」との標題がある書面が提出された。

(診断書（医療特別手当用）について（照会）（A（都道府県）D課作成、平成28年7月19日付け）)

(診断書（医療特別手当用）)

(退院時要約（C病院医師作成、2013年6月20日付け）)

(「関係各位殿」という標題のある文書（身元引受人 R作成）)

- (4) 処分庁は、平成28年8月頃、審査請求人に対し、同月23日付けの「被爆者援護法に基づく医療特別手当の支給に対する失権について（通知）」と題する書面に「平成28年5月6日付けでご提出いただきました標記のことについては、次の理由により原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律（平成6年法律第117号）第24条第1項の規定に該当しないので失権とします。」「（失権理由）「原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律施行規則の一部を改正する省令について（健発0320第1号平成26年3月20

日)」により、悪性腫瘍が再発したとの所見が無く、手術等の根治的な治療から概ね5年を経過した場合は更新されないとされているところ、再発所見の記載がなく、手術施行から5年を経過していることから、認定は困難である。」と記載し、被爆者援護法24条1項の規定に該当しないので失権する旨の処分（以下「本件処分」という。）をした。

（被爆者援護法に基づく医療特別手当の支給に対する失権について（通知））

(5) 審査請求人は、平成28年9月8日、審査庁に対し、本件審査請求をした。

（審査請求書）

(6) 審査庁は、平成30年5月16日、当審査会に対し、本件審査請求は棄却すべきであるとして諮問した。

（諮問説明書）

### 3 本件審査請求の要旨

生活不可能になるので、本件処分の取消しを求める。

## 第2 諮問に係る審査庁の判断

被爆者援護法が定める各種援護措置は、①被爆者であるだけで医療費の支給を受けることができるものとした上で、②疾病に罹患すると月3万4430円（金額は、平成30年4月以降のもの。以下同じ。）の健康管理手当が、③放射線に起因する疾病が「現に医療を要する状態」に至った場合には、原爆症として認定されるとともに月14万円の医療特別手当が、④その後、治療等により「現に医療を要する状態」が解消されると、医療特別手当に代えて月5万1700円の特別手当が、それぞれ支給されることになる。

本件審査請求の対象である医療特別手当は、被爆者が「現に医療を要する状態にある」ことに着目し、当該状態にある被爆者に対し、当該疾病にかかっているために余儀なくされている入通院雑費、栄養補給費等の特別の出費を補う必要性への配慮など、疾病に罹患していること自体への配慮（健康管理手当）や医療を要する状態が解消された後の健康不安や再発防止のための配慮（特別手当）を上回る配慮を及ぼす必要があるとして設けられている措置であるところ、本件においては、審査請求人は「現に医療を要する状態」にはないものと認められる。

したがって、審査請求人は医療特別手当の支給要件に該当しないから、本件審査請求は理由がなく、棄却すべきである。

なお、審理員も、審理員意見書において、診断書によっても、審査請求人には、認定疾病である大腸癌が再発したという所見は確認できず、現に医療を要

する状態にあるとはいえないから、被爆者援護法24条1項に規定する医療特別手当の支給要件に該当しないとして、審査庁と同旨の意見を述べている。

### 第3 当審査会の判断

#### 1 本件諮問に至るまでの一連の手続について

(1) 一件記録によれば、本件審査請求後の手続は次のとおりである。

ア 審査庁は、本件審査請求の審理手続を担当する審理員として、平成29年1月26日、大臣官房総務課審理室長であるS（以下「審理員S」という。）、同室総括審理専門官であるT及び同室企画調整専門官であるU（以下「審理員U」という。）を指名した。

イ 処分庁は、平成29年2月28日、審理員に対し、弁明書及び関係資料を提出した。

ウ 審理員Uは、平成29年6月14日、審理関係人に対し、審理手続を終結した旨並びに審理員意見書及び事件記録を審査庁に提出する予定時期が同月28日である旨を通知した。

エ 審理員Sは、平成29年6月28日、審査庁に対し、「審理員 S」作成名義の審理員意見書を提出した。また、審理員Uは、同日、審査庁に対し、事件記録を提出した。

なお、本件届出から諮問書の提出までの各手続に要した期間は、以下のとおりである。

本件届出 : 平成28年5月18日

本件処分 : 同年8月頃

(審査請求人が処分通知を受領した確たる日付は明らかでない。)

本件審査請求受付(処分庁) : 同年9月8日

(審査庁) : 同月16日

審理員指名 : 平成29年1月26日

(審査庁受付から18週間)

審理員意見書提出 : 同年6月28日

諮問書提出 : 平成30年5月16日

(審理員意見書受付から43週間)

(2) 本件審査請求申立てから本件諮問に至るまでの一連の手続は、上記(1)記載のとおりであり、上記の審理員意見書には、作成名義人として「審理員 S」と記載されている。そして、同意見書の冒頭部分の末尾に「なお、本意見書は、審理員T及び審理員Uとの合議によって作成したものである。」との記

載があるが、同意見書の作成自体も審理手続終結時の審理員全員の共同によるものであるとするならば、その点を明確にしておくことが望ましく、作成名義人として全員の氏名を記載することが適切であると思料する。

また、上記(1)記載のとおり、審査庁が、審査請求を受け付けてから審理員を指名するまでに18週間、さらに、審理員意見書を受け取ってから当審査会に諮問するまでに43週間を費やしている。行政不服審査法（平成26年法律第68号）は、その目的を定めた1条1項において、「国民が簡易迅速かつ公正な手続の下で広く行政庁に対する不服申立てをすることができるための制度」と規定し、審理の迅速性を実現するため、例えば16条において、審査請求が審査庁の事務所に到達してから当該審査請求に対する裁決をするまでの期間を審理期間とした上、審査庁に対し、標準審理期間を定める努力義務を課して、審査請求手続が迅速に行われることも国民の権利保護のための重要な要素と位置付けている趣旨に照らせば、審査請求を受け付けてから審理員を指名するまで、及び審理員意見書が提出されてから当審査会に諮問するまでの各所要期間について改善を図るべき必要があるものと考えらる。

その他の点については、本件諮問に至るまでの一連の手続に違法又は不当と認めるべき点はうかがわれぬ。

## 2 本件処分の違法性又は不当性の有無について

- (1) 上記第1の1記載のとおり、医療特別手当の支給は、医療特別手当受給権者が被爆者援護法24条2項の認定の申請をした日の属する月の翌月から始め、同条1項に規定する要件に該当しなくなった日の属する月で終わる（同条4項）。

そして、都道府県知事は、医療特別手当受給権者から、施行規則32条1項の規定に基づき、診断書を添えて医療特別手当健康状況届が提出された場合において、被爆者援護法24条1項の要件に該当しないと認めるときは、医療特別手当受給権者に、文書でその旨を通知しなければならないものとされている（施行規則33条2項）。

- (2)ア 審査請求人が提出した本件診断書には、「認定疾病に関する現症及び検査所見」として「H28.8.16追記 当施設入所はH26.3.22であり その紹介状に68才時 大腸癌の手術施行との記載あり、過去5年以内には手術等の治療はないと思われます」との記載があり、また、「認定疾病以外に関する特記事項」として「H28.7.5追記 現在特

養 E施設入所 ADLはほぼ自立 歩行はシルバーカーを押している状況」との記載がある。

イ そこで、処分庁は、本件診断書及びその他の審査請求人から提出された上記の各書類について、A原子爆弾被爆者健康管理手当等認定委員会の医師による審査を経て検討した結果、審査請求人については、悪性腫瘍（大腸癌）が再発したとの所見がなく、大腸癌の手術施行から5年以上を経過しており、現在特に治療していないと判断したことから、審査請求人は被爆者援護法24条1項に規定する要件に該当しないと認め、施行規則33条2項に基づいて審査請求人に文書でその旨を通知したものである。

（被爆者援護法に基づく医療特別手当の支給に対する失権について（通知））

ウ 本件届出に関して提出された各資料を検討しても、上記イ記載の判断を覆して、審査請求人が当該認定に係る疾病（大腸癌）の状態にあると認めるに足りるものは存在しない。

(3) 以上によれば、処分庁が本件診断書等に基づいて行った(2)イの判断及びその過程については違法又は不当な点は認められない。

なお、本件では、審査請求人は医療特別手当が給付されなければ生活が不能になると主張して本件処分の取消しを求めているが、医療特別手当は被爆者が「現に医療を要する状態」にある場合に支給されるものであり、被爆者援護法24条1項所定の要件を欠くに至ったにもかかわらず、生活上の必要性があるという理由によって医療特別手当の支給の継続を求める法律上の根拠は存在しないから、審査請求人の上記主張は理由がない。

3 よって、結論記載のとおり答申する。

行政不服審査会 第1部会

|   |   |   |   |   |    |
|---|---|---|---|---|----|
| 委 | 員 | 市 | 村 | 陽 | 典  |
| 委 | 員 | 小 | 幡 | 純 | 子  |
| 委 | 員 | 中 | 山 | ひ | とみ |